

令和2(2020)年度  
厚生労働省委託事業

厚生労働省 要約筆記者養成カリキュラム準拠  
要約筆記者指導者養成研修

**開催要綱**

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

## 1. 趣 旨

「要約筆記奉仕員」の養成は、昭和56(1981)年から開始され、多くの「要約筆記奉仕員」が養成され、地域の、難聴者、中途失聴者への情報・コミュニケーション支援を担ってきた。

平成11(1999)年には、「養成カリキュラム」(要約筆記奉仕員)も作られ、その養成がさらにすすめられる中、平成18(2006)年に施行された「障害者自立支援法」により、市町村地域生活支援事業のコミュニケーション支援事業が必須事業とされ、要約筆記者の派遣事業が規定された。

また、平成21(2009)年度の裁判員制度の発足などで、高い専門性をもつ人材(要約筆記者)の確保が求められるようになり、難聴者、中途失聴者をはじめとする聴覚障害者が、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる一助とするため、従来の「要約筆記奉仕員」から「要約筆記者」への移行及びその養成が、喫緊の課題として浮上してきた。

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターは、こうした社会的要請から、平成21(2009)年度より、関係者のご協力のもとに、「要約筆記者」養成カリキュラムの策定を目標に、要約筆記に従事する者の養成と研修の現状の把握及び今後の養成に向けての検討を行った。

検討の結果、平成23(2011)年1月、「要約筆記者養成カリキュラム(案)」を、厚生労働省に報告。厚生労働省は、同年3月、全国に「要約筆記者養成カリキュラム」を通知した。

聴力障害者情報文化センターは、平成23(2011)年度より、同カリキュラムに基づく要約筆記者の養成研修に携わる講師となる「指導者」の養成研修を、国の委託事業として開始した。

その後、「障害者総合支援法」(平成25(2013)年施行)の施行に伴い、「要約筆記者」の養成が都道府県の必須事業となり、また、大都市特例適用により、新たに、政令指定都市・中核市も要約筆記者の養成を行うことになった。

要約筆記関連機材及び技術は、本研修事業開始時点と比較して、大きく向上・進展しており、今後は、新たな養成プログラムのもと、こうした変化に対応可能な指導者の育成に取り組むことが求められるようになってきた。

こうしたニーズに応え、本研修の養成システムを見直し、これからの時代に即した指導者養成に取り組むこととし、平成30年度以降は、次の3つのコースでの指導者養成研修を行うこととした。

- (1) 基礎研修コース … これから指導者を目指す者のためのコース(既存研修)
- (2) 難聴者コース … 難聴当事者講師養成のためのコース(新設)
- (3) ステップアップコース … 修了者など現任講師を対象としたコース(新設)

## 2. 主 催

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター

## 3. 実施協力

- ・ 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- ・ 特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会

## 4. 実施内容とプログラム

厚生労働省の要約筆記者養成カリキュラムに準拠した要約筆記者指導者養成プログラム(要約筆記者指導者養成事業委員会作成)に基づき、基礎研修コース、難聴者コース、ステップアップコースを実施する。

(別紙 1)

5. 開催場所・開催日程

コース	クール（回）	開催日程・開催場所
基礎研修コース	第1クール	令和2年 8月28日（金）～8月30日（日）
	第2クール	令和2年10月14日（水）～10月16日（金）
	第3クール	令和2年11月27日（金）～11月29日（日）
	全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1	
難聴者コース	第1クール	令和2年 7月18日（土）～7月20日（月）
	第2クール	令和2年 9月 4日（金）～9月 6日（日）
	聴覚言語障害者情報文化センター（名身連聴言センター） 〒453-0053 愛知県名古屋市中村区中村町7-84-1	
ステップアップコース	第 1 回	令和2年10月31日（土）～11月 2日（月）
	全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ） 〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1	
	第 2 回	令和2年12月 4日（金）～12月 6日（日）
	全国手話研修センター（コミュニティ嵯峨野） 〒616-8372 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺広道3-4	

6. 受講者

(1) 基礎研修コース

① 受講条件

下記の条件すべてを満たす者とする。

- i 都道府県または市町村等において、今後、要約筆記者養成の指導者になろうとする者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた聴者。
- ii 本研修コースの全日程・全科目に出席が可能な聴者。

② 受講者数

受講者定員は、手書き要約筆記クラス40名、パソコン要約筆記クラス40名、計80名を目安とする。

(2) 難聴者コース

① 受講条件

下記の条件すべてを満たす者とする。

- i 都道府県または市町村等において、今後、要約筆記者養成の指導者になろうとする難聴者で、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた者。
- ii 本研修コースの全日程・全科目に出席が可能な者。

② 受講者数

受講者定員は、20名を目安とする。

③ 受講を希望するにあたっての提出物

受講申込みにあたり、ご自身の、要約筆記「利用体験記」（1,200字以内）を提出すること。

(3) ステップアップコース

① 受講条件

下記の条件すべてを満たす者とする。

- i 本研修会を修了した登録要約筆記者で、都道府県または市町村等において現に要約筆記者養成講座の指導にあっている者（予定者含む）で、それぞれ、都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課(室)が受講を認めた者。
- ii 本研修コースの全日程・全科目に出席が可能な者。

② 受講を希望するにあたっての提出物

- i 受講を希望する者は、現に指導にあたっている（または、予定している）地域の、直近年度の「養成カリキュラム」を提出すること。
- ii なお、受講決定後、主催者が指定した講の「講義原稿」を期日までに提出すること。

③ 受講者数

受講者定員は、各回とも、手書き要約筆記クラス 25 名、パソコン要約筆記クラス 25 名、計 50 名を目安とする。

7. 受講申込み

- (1) 本研修の受講希望者は、所定の用紙（別紙 3 受講者推薦書）に必要事項を記入し、居住地または主たる活動地の都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）へ申し込む。
- (2) 都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）は、本研修の受講者としてふさわしいと認められる者について、受講者推薦書を主催者に提出する。

8. 受講料

無料とする。  
ただし、教材について実費を受けることがある。

9. 受講者の決定

都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）から推薦のあった者を本研修の受講者として決定し、都道府県、政令指定都市、中核市を通じて本人に通知する。

受講者の決定に当たっては、都道府県、政令指定都市、中核市ごとの受講者数に偏りがなく、同時に定員を大きく超過することがないように、受講者推薦書に記載された「推薦順位」に基づき、別途調整することとする。

10. 受講コース・クラスの決定

- (1) 基礎研修コース及びステップアップコースについては、受講コース・クラスは、受講者推薦書記載の「希望クラス」欄を参考に主催者が調整・決定する。
- (2) 基礎研修コースについては、第 3 クール最終日のみ、手書きクラスは演習クラスと二人書きクラスの 2 クラス、パソコンクラスは演習クラスと連係入力クラスの 2 クラスに分かれ、講義・実習を行う。  
ただし、各クラスともに、指導が可能な人数に満たない場合は開講しない場合がある。

11. 修了決定と登録

- (1) 本研修の全日程・全科目に出席した者に修了証を交付する。
- (2) 主催者は、本研修の修了証を交付した者の名簿を作成し、必要に応じ都道府県、政令指定都市、中核市の各障害保健福祉主管課（室）に対し開示することができる。

12. その他

本研修の受講に際し取得した個人情報、主催者が本研修の運営に関する業務（連絡、資料の送付、名簿作成等）に利用し、これ以外の目的に個人情報を使用する際は、その旨を明示し了解を得るものとする。

**【問合せ先】**

本研修に関する照会については、下記宛てにご連絡ください。  
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター 公益支援部門  
〒153-0053 東京都目黒区五本木 1-8-3  
電話：03-6833-5003 Fax：03-6833-5000  
Eメールアドレス：youhitsu@jyoubun-center.or.jp